

3 陳 情 第 4 1 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和3年11月12日受理、令和3年12月1日付託
陳 情 者	新宿区改代町————— ————— 理事長 —————

(要 旨)

- 1 行政の責務として、公共喫煙場所の増設、維持または改善を積極的に進めるよう貴議会より新宿区に働きかけることを強く求めます。
- 2 公共喫煙場所の整備に際して、新宿区が地方たばこ税の一部を活用して喫煙所を設置するよう貴議会より新宿区に働きかけることを強く求めます。
- 3 国に対し、貴議会として、地方たばこ税を公共喫煙場所整備に活用できる全国的な制度の整備を要望していただくことを強く求めます。

(理 由)

たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ販売事業者として、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、長きに渡り地方財政及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。

近年の健康増進法改正や地方自治体における過度な喫煙規制、条例制定の動き、それに伴う既存喫煙所の撤去、度重なるたばこ税増税等の厳しい状況は、中小零細なたばこ販売店や耕作農家の生業を直撃し、まさに死活問題となっているところです。中小零細な「街のたばこ屋」の多くが、毎日のように全国各地で廃業を余儀なくされております。この状況を放置すれば、日本中から「街のたばこ屋」が絶滅するほどの危機感があります。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、また、税収面からも年間1兆円を上回る貴重な地方税源として多大なる貢献をしております。

「健康増進法」とは、決して「禁煙法」ではなく、その根幹の目的は「望まない受動喫煙を防止する」と認識しております。「望まない受動喫煙を防止する」ためには、「受動喫煙を受けたくない者」と「喫煙を愉しむ者」双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進していくこと、まさに「禁煙」ではなく「分煙」こそが極めて重要であると考えます。そのためには喫煙者を排除するのではなく、たばこを吸われない人と

吸われる人が共存するために必要な、一定の喫煙場所の整備が必要だと考えております。また、分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止、たばこを吸われない方への配慮はもとより、継続的安定税収の確保に資するものと考えます。

ご存じの通り、貴区においては、年間約 4 3 億円（東京都たばこ商業協同組合連合会調べ）のたばこ税収があり、一般会計として区民の生活に大きく役立てられている貴重な財源です。一方、このまま過度な喫煙規制が続けば当然税収も激減、行政予算への大きな影響は避けられないことが想定されます。

昨年 1 2 月に与党が取り纏めた「令和 3 年度税制改正大綱」においては、令和 2 年度に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るように促すこととする。」とされており、加えて本年 1 月に総務省自治税務局より発出された「令和 3 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

これまでも財政物資としてのたばこは、貴区の一般財源として一定以上の役割を果たしているところでありますが、たばこを吸われない区民と吸われる区民の共存社会の実現、そして安定的税収確保の観点からも、たばこ税を「望まない受動喫煙防止の推進」のための「分煙社会の実現」に向けて、優先的に活用する妥当性、必要性が高まっているといえます。

上述認識の下、たばこ販売組合員 5 万人の総意として、本件について強く陳情致します。

私ども————は、長年にわたり街の灯台として、また地区の基幹農業として地域社会に密着し、多大な税収貢献の一翼を担ってきたと自負しております。当組合員 8 1 人が路頭に迷うことがなきよう、また、喫煙を愉しむ区民のひとときの安らぎが奪われてしまうことのなきよう、特段の配慮を賜りたく、切にお願い申し上げます。